

ジェンダーの視点からみた新学習指導要領

New Courses of Study Analyzed from a Gender Perspective

寺 町 晋 哉

2017年3月に小・中学校の学習指導要領が改訂される告示が公示された。新しい学習指導要領は、小学校が2020年度より、中学校が2021年度より施行される。そこで本稿では、新しい学習指導要領をジェンダーの視点及びセクシュアリティの視点から整理することを通して、ジェンダー公正な社会を目指す上での課題について明らかにすることを目的とする。

本稿で明らかになったのは、ジェンダー平等やジェンダー公正な社会の構築へ向けて、新たな学習指導要領が果たす役割は極めて小さいということである。むしろ、性別特性や性別役割分業を暗に前提とした記述も見られることから、ジェンダー不平等な社会の形成へ学習指導要領が貢献しているとも言えよう。また、文部科学省によって対応が示されたLGBTIの人々の存在についても、新学習指導要領では一切触れられていない。

キーワード：学習指導要領、ジェンダー、セクシュアリティ

目 次

- I 問題の所在
- II ジェンダーの視点から捉えた学習指導要領の変遷
 - 1. 「性別特性・役割が異なる」ことを前提とした学習指導要領
 - 2. 女子差別撤廃条約批准後の学習指導要領
- III 新学習指導要領（2017年改訂）におけるジェンダーの視点からの整理
 - 1. 「総合的な学習の時間」
 - 2. 「社会科」
 - 3. 「道徳」
 - 4. 「技術・家庭」
 - 5. 「保健体育」
- IV まとめ

I 問題の所在

2017年3月に小・中学校の学習指導要領が改訂される告示が公示された。新しい学習指導要領は、小学校が2020年度より、中学校が2021年度より施行される。そこで本稿では、新しい学習指導要領をジェンダーの視点から整理することを通して、ジェンダー公正な社会を目指す上で、の課題について明らかにすることを目的とする。

従来の「ジェンダーと教育」研究は、教育制度に潜むジェンダー不平等やそれに伴う女性差別を明らかにしてきた。後述するように、戦後の教育課程にも男女の特性に応じた区分が設定されており、男女の教育機会の均等、いわば「形式的な平等」も部分的には未達成であったが、1989年に教育課程が男女で同一のものとなり、「形式的な平等」が達成されることになる。こうした公的な教育課程は、明文化された形で示されているため、「顕在的カリキュラム」と呼ばれるのに対して、明示化されておらず目に見えないが伝達されるものを「隠れた（潜在的）カリキュラム」と呼ぶ（森2015）。1990年代以降の「ジェンダーと教育」研究は、この「隠れたカリキュラム」に着目して、学校教育におけるジェンダー秩序の問題を描き出していく。

学校内過程に焦点を当てた研究の嚆矢となったものが、森（1989）や宮崎（1991）の研究である。これらの研究は、教師たちが性別カテゴリーを学級統制といった機能的側面によって用いることで、結果として「性役割の社会化」をもたらすことを指摘している。また、中学校における明示的/黙示的という二つのレベルの「隠れたカリキュラム」について調査した氏原（1996）は、出席簿や制服、教科書、学校組織において、男女の序列や性別役割の固定的なメッセージが明示的な「隠れたカリキュラム」によって伝達されていることを明らかにした。さらに、木村涼子（1999）も、一見男女平等に思える学校教育において、性差別主義と平等主義が並存していることを明らかにしてきた。このように、教育課程においてジェンダー平等が達成されたように思えるが、「隠れたカリキュラム」に着目すると、学校教育には未だジェンダー不平等が残存している可能性がある。

ところで、2015年に制定された同性カップルのパートナーシップ条例の成立に代表されるように、近年注目を集めているのがLGBTIの人々の存在である¹。文部科学省も2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、ここでは「性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するもの」とし、LGBTIの人々に対する対応が示されることになった。また、2016年には教職員向けの周知資料も提示された。渡辺（2017）が指摘するように、文科省の通知文書や周知資料に問題がないわけではないが、LGBTIの存在が可視化されつつあり、それへの対応を教師が意識するように提示されたことは、大きな前進といえるだろう。しかしながら、大きな前進があるとはいえ、これらが提示するのは「教師（学校）の対応」であり、LGBTIの人々が「配慮される」ことはあっても、児童生徒がLGBTIの存在を学ぶこととしては位置づけられていない。2017年

度から高校で使用される教科書に初めて LGBT が登場したことは画期的な出来事であるが、教科書会社独自の努力による部分も大きい。改めて、LGBTI の人々の存在を周知し、セクシュアリティによる差別が生み出されない社会を目指すためにも、LGBTI の人々の存在、およびセクシュアル・マジョリティ側の認識を捉えなおす視点が教育課程に織り込まれる必要があるだろう。

以上より、本稿では、教育課程の中でも学習指導要領に着目し、その歴史的経緯をジェンダーの視点およびセクシュアリティの視点から整理しつつ、新学習指導要領に潜む問題点を明らかにすることを目的とする。

II ジェンダーの視点から捉えた学習指導要領の変遷

1. 「性別特性・役割が異なる」ことを前提とした学習指導要領

戦前の教育制度は、男女別学が基本となっており、教育課程も男女で異なっていた。小山(2016)は、戦前の、特に中等・高等教育を、性別特性観やそれに担保された近代家族を前提として成立していたと指摘する。それに対して、戦後は男女共学体制が成立し、教育機会も男女平等が達成されていく。ところが、戦後においても、男女の役割や性質が異なるとするジェンダー観は戦前から継承されていくと小山は指摘する。戦後の教育改革以後、どのような議論が行われたのだろうか。

教育基本法の男女共学条項を審議した教育刷新委員会の議論において、男女共学に賛成する意見として、特質が異なる男女の相互理解が可能になるという論理が示されている。すなわち、戦後の「男女は異なるから別学で学ぶ」という論理から、戦後は「男女で異なるから共学で学ぶ意義がある」という論理が示されることになる。また、ここでの男女平等な教育とは、女子に対する教育の「問題」を改善し、「男子並みの教育を女子に与える」という意味が含まれていた(小山 2016、pp.218-9)。つまり、「男女は非対称な関係性にあり、女子のみが男女の差異と平等というジェンダーの二重構造を意識させられていた」(小山 2016、p.220)のである。

1947年に学習指導要領に文部省は「学習指導要領・一般編(試案)」を刊行するが、そこでも男女の特性が意識されていることがわかる。この学習指導要領の性質は、「新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かして行くかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである」とされており、法的拘束力を持つものではなかった。手びき書として刊行されているものの、その後学習指導要領が法的拘束力を持つことを踏まえると、学習指導要領が当初、男女の教育に対してどのような方針を掲げているかを確認することは重要なことである。「学習指導要領・一般編(試案)」において、戦前とは大きく異なる方針が示される。

○第三章 二 小学校の教科課程と時間数

(三) 家庭科は、これまでの家事科と違って、男女ともにこれを課することをたてまえとする。ただ、料理や裁縫のような、内容が女子にだけ必要だと認められる場合には、男子にはこれに代えて、家庭工作を課することに考えられている。(傍点は筆者による)

傍点部分のように、それまで女子にだけ課されていた家事科が、この学習指導要領では男女ともに課されるものとなる。これは、「たてまえ」であったとしても、男女がともに学ぶものとして明文化された意味は大きい。ただし、「料理や裁縫は女子の内容」という意識は存在している。小山(2016)が指摘するように、教育課程が男女で統一された背後に、料理・裁縫は「女子の(学ぶ)内容」という意識が存在している。こうした男女の役割や特性に関して、1950年代以降は明示化された形で主張されていく。1951年の中学校学習指導要領の「職業・家庭科」では、個人の選択を前提にしているにも関わらず、男子向き・女子向きの課程を設定している。また、「男女の特性」が明示され、それに適した分野に従って、能力を進展させると示されている。これを踏まえれば、「性別によって特性があるので、特性を伸ばすためにも別々の教育課程を課すことは妥当である」ということも可能になる。体育は1947、1951年のどちらの学習指導要領も、小学校4年から男女共通の内容と男女別の内容が示されることになる。

学習指導要領の変遷の中で、1958(昭和33)年の改訂は大きな転換となる。学校教育法施行規則が改正され、第25条「小学校の教育課程については、この節に定めるものの外、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」と定められた。これにより、学習指導要領がカリキュラムの基準となり、それが文部省により告示されることで法的拘束性を持つことになる。それに加えて、「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)並びに道徳、特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする」とされ、「道徳」が新設されることになる。中学校も同様に、学習指導要領がカリキュラムの基準となり、その後、1960年に高等学校の学習指導要領も法的拘束性をもつこととなる。

従来の学習指導要領は、手びき書としての性格を有していたので、学習指導要領を参考に教育課程を編成するかどうかを、各学校で判断することができた。各学校は、学習指導要領で示されるものに沿って教育課程を編成することも、反対に、学習指導要領に沿わずに教育課程を編成しても何ら問題はなかった。ということは、男女別の教育課程を提示されていても、学校独自に教育課程を編成し、男女同一の教育課程を編成することができた。しかし、1958年の改定によって学習指導要領に即した教育課程を編成しなければならず、各学校で自由に教育課程を編成することができなくなったのである。これにより、学習指導要領が男女別の教育課程を提示した場合は、それに従わなければならなくなった。

では実際に、改訂された小学校学習指導要領における男女の教育課程についてみていく。これ

までの小学校学習指導要領における家庭科は「男女共通に学習すること」が明記されていたが、改訂された学習指導要領にはその文言が削除されている。ただし、削除されたといっても、男女別の教育課程が提示されているわけではない。それでも、「第3 指導計画作成および学習指導の方針」で、性別を考慮する部分がある。

1 指導計画の作成について、次の事項を考慮する。

(4) この段階の男女の児童の家庭生活における仕事の分担の違いや興味の違いなどの特性に応じ、無理のないようにする。(傍点は筆者による)

このように、性別の特性や役割を考慮した上で指導計画を作成することになる。これに従えば、無理がある場合は、男女別の指導計画を編成することも可能である。「性別の特性」を考慮することは、家庭科だけでなく体育においても示されている。また、体育では男女別の教育課程も示されている。

第2 各学年の目標および内容

[第5学年] 3 指導上の留意事項

(2) 女子は、この学年ごろから身体の発達が急速になるので、女子の特性を考慮して指導する。
(4) D(1)のウ「簡易サッカー」の指導では、男女別に練習の方法やチームの編成などを考慮する。このことについては第6学年においても同様である。
(5) F(1)のA「すもう」は、女子の場合、欠くことができる。このことについては第6学年についても同様である。(傍点は筆者による)

第3 指導計画作成ならびに学習指導の方法

5 学習指導に際しては、次のような点を考慮する。
(2) 児童の個人差にじゅうぶん留意し、男女の特性や個人差に即した目標をもたせるなど、個人差に応ずる指導を考慮する。(傍点は筆者による)

このように、性別の特性を考慮するだけでなく、男女別に指導を行うことを考慮しなければならないことも体育の特徴と言える。家庭科と体育以外の教科では、このようなことは提示されていない。手びき書としての学習指導要領においても、家庭科と体育は男女別の教育計画や「性別の特性」を考慮されており、カリキュラム基準となった学習指導要領もその流れを継いでいると言える。

続いて、中学校の学習指導要領について検討する。ここでは、より一層男女別の教育が進めら

れることになる。保健体育では、小学校以上に教育内容が男女で分けられている。その中で、男女共通の内容は「徒手体操」、「器械運動」、「陸上競技」、「球技」、「水泳」、「体育に関する知識」の領域である。ここで男女共通と言っても、領域が男女共通であるだけで、領域内の目標・内容も男女共通なものは「徒手体操」、「水泳」、「体育に関する知識」の3領域のみである。その3領域以外は、全て男女別の内容が存在している。「格技」、「ダンス」に至っては、領域ですら男女別となっている。

小学校の学習指導要領では、「すもう」について「女子の場合、欠くことができる」としており、学ぶことは可能であった。しかし、中学校で「すもう」は「格技」に位置づけられ、女子がそれを学ぶことはできなくなった。「サッカー」についても、小学校までは男女別の指導とはいえ、女子も「サッカー」ができた。けれども、中学校の体育において、「サッカー」は男子のみになり、女子が体育の授業でサッカーをすることはなくなった。こういった男女別の目標・内容に加えて、「性別の特性」を考慮することも提示されている。

第3 指導計画作成および学習指導の方針

- | |
|---|
| <p>6 体育において指導計画を作成するにあたっては、それぞれの運動の特性、生徒の健康状態、生徒の運動の経験、男女の特性などを考慮しなければならない。</p> <p>11 運動の指導においては、生徒の健康状態や運動能力および男女の特性などに応じて指導する事項の程度や取扱を考慮する。（傍点は筆者による）</p> |
|---|

小学校体育の学習指導要領と同様に、「個人差」と「性別の特性」は考慮しなければならないものとされている。体育における小学校と中学校の学習指導要領を比べた時、中学校の方がより一層男女別の教育を推進している。これは技術・家庭科にも見られる。「第2 各学年の目標および内容」の冒頭で、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、『各学年の目標および内容』を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける」としている。これを踏まえた上で、「男子向き」「女子向き」の順に目標と内容が提示されている。各学年の目標(1)を取り上げていく。

男子向き

- | |
|--|
| <p>[第1学年] 設計・製図、木材加工・金属加工、栽培に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。</p> |
|--|

[第2学年] 設計・製図, 木材加工・金属加工, 機械に関する基礎的技術を習得させ, 考案設計の能力を高めるとともに, 技術と生産との関係を理解させ, 生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

[第3学年] 機械および電気に関する基礎的技術を習得させ, 近代技術を活用する能力を養うとともに, 近代技術と生産や生活との関係を理解させ, 生活に処する基本的な態度を養う。

女子向き

[第1学年] 調理, 被服製作, 設計・製図, 家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ, 考案設計の能力を養うとともに, 技術と生活との関係を理解させ, ものごとを合理的に処理する態度を養う。

[第2学年] 調理, 被服製作, 家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ, 考案設計の能力を高めるとともに, 技術と家庭生活との関係を理解させ, 生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

[第3学年] 調理, 被服製作, 保育, 家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ, 近代技術を活用する能力を養うとともに, 近代技術と生活との関係を理解させ, 生活に処する基本的な態度を養う。

このように、男女で明確に目標が違う。女子向きの目標は、ほとんどが家庭生活に繋がるものである。技術・家庭という科目名にしているものの、実際の学習内容は「男子＝技術」「女子＝家庭」と分けられている。

ここまで、小・中学校の学習指導要領における男女の教育についてみてきたが、高等学校の学習指導要領はどうなっているのだろうか。高等学校学習指導要領は、1956年に一般編改訂版と再訂版の二度提示されている。その中で選択科目の一つである「家庭科」は、「女子が履修することが望ましい」とされている。法的拘束性を持つことになる1960(昭和35)年以前の学習指導要領から、「家庭科」が女子向きの教科であることを明確に提示している。そのことは、1960年の高等学校学習指導要領にも引き継がれていく。まず、高等学校学習指導要領「第1章総則・第1節教育課程の編成」で男女別の教育課程が提示されている。「保健体育」教科の「体育」科目は「男9女7」と定められている²。同教科の「保健」は男女共に2単位履修である。第2章各教科・科目をみると「保健体育」の男女別の内容は、中学校と類似したものが多い。例えば、格技は男子のみ、ダンス³の「舞踊創作」は女子のみである。

また、「性別の特性」に関する記述で特徴的なことがある。小・中学校までは、教師側が「性

別の特性」について考慮することが中心であった。それが高等学校の保健体育では、生徒が学習する内容にも「性別の特性」についての記述がみられる。次に家庭科では、家庭科の「女子のみ必修」が明言されることになる。従来の学習指導要領にも「家庭科は女子が履修することが望ましい」とされていたが、これは希望であって強制ではなかった。この学習指導要領から、強制力をもつことになる。普通科に通う女子生徒は、家庭科を学ばなければならないのである。小・中学校までは、「性別の特性」を考慮した上で目標・内容を決定していたが、ここでは性別の特性にすら触れられていない。当然のように、家庭科は女子が学ぶものとされているのである。

この時期における学習指導要領は、カリキュラムの基準としての性格を有してから、二度の改訂を含むと、三度提示されたことになる。この三つの学習指導要領を、学校段階ごとに整理する。まず、小学校段階では、「家庭科」と「体育」を中心に、教師が男女の特性を考慮する必要性を提示している。「家庭科」は基本的に男女共通に学ぶものとなっているが、1958、1968年の学習指導要領では、「男女の家庭生活での仕事の分担の違いや興味の違い」を考慮して、無理のない指導計画を作成するように提示している。仮に無理があった場合は、男女別の指導計画を作成することも可能である。1977年の学習指導要領「家庭科」は、性別を考慮するなどの文面は提示されていない。一方、「体育」では、教師が「男女の違い」や「男女の特性」を考慮する必要性があることを、全ての学習指導要領で提示している。指導内容は、1958年の学習指導要領で「サッカー」を男女別に指導するように提示されていたが、その後の改訂でこれは削除されている。また、「すもう」については、「女子の場合、欠くことができる」と提示されている。この場合、女子も「すもう」を学ぶことは可能である。

中学校段階に話を移すと、「保健体育」と「技術・家庭」を中心に男女の特性や男女別の教育内容が提示されている。ただし、教育課程については、小学校よりも明確に、男女別の教育課程を提示している。「保健体育」の教育課程は男女別に編成されており、「格技」は男子のみ、「ダンス」は女子のみの指導内容となっている。また、「技術・家庭」自体は男女共に学ぶ教科になっているが、学習内容は「技術は男子」、「家庭は女子」へ明確に区別されている。これらのことは、1989年の学習指導要領改正まで継続することとなる。指導の留意点として、「性別の特性」を考慮することは一貫して提示されている。そのことに加えて、1968年以降の中学校学習指導要領では、生徒の学習内容の中にも「性別の特性」を取り入れたものを提示している。そして新たに「道徳」にも「性別の特性」を取り扱った内容を提示している。

高等学校段階も、男女別の教育課程を明確に提示している。学習内容は異なっているが、中学校段階までは「技術・家庭」を履修するということが、男女共通のものであった。しかし、高等学校では「家庭科」は「女子のみ必修」とされ、教科そのものが男女別に設定されている。「保健体育」についても同様で、履修単位が男女別に設定されている。

このように、小・中・高の学習指導要領は、男女の「特性」や「役割」、「違い」などが強調されている。「家庭科」や「体育」を中心に教育内容が男女別に分けられており、高等学校に至っては、

教育課程も男女別に設定されており、固定的で非対称な男女の在り方を前提とされていたのである。特に、教師の指導上の留意点として、男女の「特性」や「役割」、「違い」などを考慮することが示されている。また、中・高の学習指導要領では、生徒の学習内容についても、「男女の特性」を考慮することが含まれている。また、学校段階が上がるにつれて、一層男女の違いを強調していることも特徴的である。

2. 女子差別撤廃条約批准後の学習指導要領

1979年、第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、女子差別撤廃条約とする)が採択され、1981年より発効された。日本はこの条約を1985年に批准する。この条約では、「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」としている。

全ての条文を紹介することは煩雑になるので、ここでは男女の固定的な役割に関するものと教育に関するものを紹介する。まずは、男女の固定的な役割に関するものを挙げる。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

ここで述べてられている状況に関して、当時の日本でも多くのことが当てはまっていた。政策や教育の中で性別の特性を強調し、また、固定的な役割を示しているものが多く見られた。そのことが教育分野にも影響を及ぼし、男女別の教育課程が設定されていた。それでは、教育の分野について女子差別撤廃条約がどのような提言をしているのだろうか。教育の分野については、第3部第10条で扱われている。以下にその条文を引用する。

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

この条文に基づくならば、当時の日本の教育課程は、様々な部分で改善しなければならない状況であった。中学校における「技術・家庭」の男女別の教育課程や、高校「家庭科」の女子のみ必修、中・高「保健体育」における男女別の履修単位数などがそれに当たる。

1989（平成元）年、5度目の学習指導要領改訂が行われる。この改訂において、男女の教育内容や「性別の特性」について、大きな変化があった。まず、小・中・高の全ての学習指導要領で、「性別の特性」や「男女の違い」などの記述が一切なくなる。性別にかかわる記述は、小学校「道徳」の第5、6学年の内容で「男女仲良く協力し助け合う」、中学校道徳で「男女は、互いに相手の人格を尊重し、健全な異性観をもつようにする」、高等学校特別活動で「男女相互の理解と協力」など、男女が互いに理解・協力しあうことに関わるものだけである。そして、男女の教育課程では、小・中・高の全ての教科で同一のものとなった。中学校「技術・家庭」は従来、「男子向き」「女子向き」

であった教育内容が、男女共通のものになる。また、高等学校「家庭」も女子のみ必修から男女共修となる。さらに、中・高「保健体育」も、教育課程が男女同一のものとなる。

この改訂以降、男女別の教育課程は明確には規定されていないが⁴、ジェンダーの視点から検討した場合、様々な問題が潜んでいる。木村(2008)はジェンダーの視点から、2008年に改定された小・中学校学習指導要領における問題点として以下を挙げる。ジェンダーの視点からの学習内容づくりの基盤となっていた「総合的な学習の時間」の時間数削減、道徳における男女平等に潜む性別特性や異性愛規範、中学校社会科における「両性の本質的平等」の位置づけの変化、社会科で取り上げられる歴史上の人物の女性の少なさ、中学校体育における武道の必修化である。また、学習指導要領から明示的な男女別規定が消えたものの、固定的な性別特性論や性差別意識を解消していくための学習内容がほとんど含まれておらず、男女特性論が深層に潜んでいると木村(2016)は指摘する。改めて1989年に改定された学習指導要領を振り返ると、男女別に関する一切の記載がなくなったが、それまで事あるごとに主張されていた「性別によって特性が異なること」を批判的に検討する文言はなく、それまでの男女別教育課程への反省もみられていない。したがって、木村(2008、2016)を鑑みると、現行の学習指導要領にはジェンダーの視点からみて様々な問題が含まれており、今回新たに改定された学習指導要領にも同様の問題が潜んでいる可能性は高い。そこで次節では、新たな学習指導要領をジェンダーの視点から検討していく。その際、木村(2008、2016)で整理された問題点を用いる。

III 新学習指導要領(2017年改訂)におけるジェンダーの視点からの整理

1. 「総合的な学習の時間」

「総合的な学習の時間」の時間数は、小・中学校とも前回学習指導要領から変更されていない。改訂された学習指導要領では、「探究的な学習」がキーワードとして扱われ、それを軸とした記述が多く見られる。その他には、障害のある児童生徒に対する指導の工夫やコンピュータ等の情報ネットワークに関する学習が新設されている。非常に幅広い内容を網羅しているため、ジェンダーの視点からの学習内容づくりを推進していくことも可能である。

小学校学習指導要領の「総合的な学習の時間」における「各学校において定める目標及び内容」では、以下のように定められている。

3 各学校において定める目標及び内容の取り扱い

- (5) 目標を実現するにふさわしい探求課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

このことを踏まえると、各学校特有の課題をジェンダーの視点から学習することも可能になる。ただ、幅広い内容を扱えるからこそ、各教師個人（または学年集団）の判断に委ねられるため、ジェンダーの視点からの学習内容が全く扱われないことも起こり得る。

2. 「社会科」

木村（2008）では、小学校社会科で取り上げられる歴史上の人物における女性の少なさを指摘していたが、改訂された学習指導要領においても変化は見られない。

3内容の取扱い

(2) ウ アの(ア)から(コ)までについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるように指導すること。

卑弥呼、聖徳太子、小野妹子、中大兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、鑑真、藤原道長、紫式部、清少納言、平清盛、源頼朝、源義経、北条時宗、足利義満、足利義政、雪舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、歌川広重、本居宣長、杉田玄白、伊能忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允、明治天皇、福沢諭吉、大隈重信、板垣退助、伊東博文、陸奥宗光、東郷平八郎、小村寿太郎、野口英世（傍点は筆者による）

木村（2008）が指摘するように、女性を取り上げることが少ないだけでなく、近代に入ってから女性が一人も出てこない上、紫式部や清少納言ともに文学に関する人物であるが、政治に関わった人物は卑弥呼のみという偏りが存在する。

また、「両性の本質的平等」の位置づけも変更されていない。木村（2008）は、「両性の本質的平等」が「対立と合意」や「効率と公正」の文脈へ位置づけられたことを「妙に浮いた感じ」と表現しているが、今回の改訂では一層「浮いた感じ」になっている。

2内容

A私たちと現代社会

(2) 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追求したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。

(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。(傍点下線は筆者による)

おそらく、「ア」で得た知識をもとに、「イ」を身に付けていくことが想定されていると考えられるが、傍点の「契約を通じた個人と社会との関係」では「両性の本質的平等」が抜け落ちている。仮に、両性を当該箇所に入れた場合、意味が通らなくなり、この位置づけは明らかに不自然なのである。そして、「本質的」とあえて明示されていることは、「男女は異なる存在であっても人間という部分では平等である」ということが想定されている恐れもある(木村 2008、p54)。

3.「道徳」

道徳は2015年に特別の教科として新たに設定され、今回の改訂でも内容について大きな変化はない。小学校の道徳においても、男女は異なるものとして想定されている。

第2 内容 B 主として人との関わりに関すること

[友情、信頼]

[第1学年及び第2学年]

友達と仲よくし、助け合うこと。

[第3学年及び第4学年]

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

[第5学年及び第6学年]

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

(傍点は筆者による)

〔第5学年及び第6学年〕から「異性の理解」が文言として入ってくる。おそらく、第二次性徴期や思春期の時期に「異性を意識する」と想定されているのだろう。傍点部は、「(同性との)友情を深めつつ、異性についても理解する」と読解しても、それほど大きく誤読しているとは言えない。異性愛が前提とされているかはともかく（おそらく前提だろうが）、「異性は異なる存在だから理解が必要」だと考えられていることがうかがえる。同様のことは、中学校学習指導要領にも言える。

第2 内容

B 主として人との関わりに関すること

〔友情、信頼〕

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。（傍点は筆者による）

ここでも、(同性の)友情を深めると「ともに」、異性についての理解の必要性が示されている。

4. 「技術・家庭」

技術・家庭は、当然だが男女別で教育課程が分かれていることはない。ただ、今回の改訂で新しく追加された文言では、性別役割分業を暗に前提としているような表現がある。

〔家庭分野〕

2 内容

A 家族・家庭生活

(3) 家族・家庭や地域との関わり

ア 次のような知識を身に付けること

(ア) 家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。（傍点は筆者による）

傍点部分で「性別」が明示されているわけではないが、日本社会の現状を鑑みると、女性が家事・育児労働を担い、男性が賃金労働を担っていることは明らかであり、そうした性別役割分業を理解し、「性別役割分業を問い直す」のではなく、「(性別役割分業を前提として) 協力することによって家族関係をよりよく」することが目指されているとも解釈できる。前回の学習指導要領でこの記述に該当する部分は「イ これからの自分と家族とのかかわりに関心をもち、家族関係をより

よくする方法を考えること。」であり、あえて「互いの立場や役割」を追記しなくとも、従来のままで特に問題ないように考えられる。ややうがった見方かもしれないが、今後の学習指導要領でどのような記述になっていくのかは、注目していく必要がある。

5. 「保健体育」

小学校の保健体育では、「異性への関心」が前提とされた学習内容が設定されている。

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

G 保健

(2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達について理解すること

(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。(傍点は筆者による)

中学校の学習指導要領でも、「異性への関心」は継続している。

3 内容の取扱い

(7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて、取り扱うものとする。(傍点は筆者による)

「道徳」でも述べたように、小・中学校ともに体育の学習指導要領では、「異性は異なるもの」ということと、異性愛が当然のものと想定されることで、トランスジェンダーや同性愛の人々の存在が不可視化されている

IV まとめ

以上、新たに改訂された小・中学校の学習指導要領を、ジェンダーの視点から整理してきた。

この整理から明らかになったのは、ジェンダー平等やジェンダー公正な社会の構築へ向けて、新たな学習指導要領が果たす役割は極めて小さいということである。むしろ、性別特性や性別役割分業を暗に前提とした記述も見られることから、ジェンダー不平等な社会の形成へ学習指導要領が貢献しているとも言えよう。また、文部科学省によって対応が示された LGBTI の人々の存在についても、新学習指導要領では一切触れられていない。

もちろん、学校現場では多くの教師たちがジェンダー平等へ向けてや、LGBTI の人々の存在を前提とした多くの教育実践が蓄積されていることも事実である。そうした教育実践を教育課程から支えるためにも、ジェンダー平等を目指した、また、LGBTI の人々の存在も前提とした学習指導要領の形成が今後必要になるだろう。

引用・参考文献

- 木村涼子、1999、『学校文化とジェンダー』勁草書房。
- 、2008、「結論③ジェンダーの視点から読み取れるもの」竹内常一・子安潤・木村涼子・阿部昇・加藤郁夫・小野政美・吉永紀子・鶴田敦子・松下良平・藤井啓之・寺島隆吉・金馬国晴・新谷恭明『2008年版学習指導要領を読む視点』白濁社、pp.39-60.
- 、2016、「ジェンダー秩序をめぐる教育のポリティクス」小玉重夫編『学校のポリティクス』岩波書店、pp.241-264.
- 小山静子、2016、「戦後教育における学校-家族関係——ジェンダーとセクシュアリティの視点から考える」、小玉重夫編『学校のポリティクス』岩波書店、pp.215-239.
- 三成美保、2017、「はじめに」、三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ—学校・大学の現場から考える』青弓社、pp.13-17.
- 宮崎あゆみ、1991、「学校における『性役割の社会化』再考—教師による性別カテゴリー使用をてがかりとして」『教育社会学研究』48、pp.105-123.
- 森繁男、1989、「性役割の学習としつけ行為」紫野昌山編『しつけの社会学—社会化と社会統制』世界思想社、pp.155-169.
- 森久佳、2015、「教育課程の意義」、古川治・矢野裕俊・大迫隆憲編『教職をめざす人のための教育課程論』北大路書房、pp.1-13.
- 氏原陽子、1996、「中学校における男女平等と性差別の錯——二つの『隠れたカリキュラム』レベルから」『教育社会学研究』58、pp.29-45.
- 渡辺大輔、2017、「『性の多様性』教育の方法と課題」三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ学校・大学の現場から考える』青弓社、pp.145-166.

- ¹ セクシュアル・マイノリティや「性的マイノリティ」とも呼ばれるが、近年は当事者たちの自称である「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス」の頭文字をとって「LGBTI」という語が用いられており(三成2017)、本稿でもこれを用いる。
- ² 高等学校から各教科の時間数ではなく単位数で計算される。
- ³ フォークダンスは、男子にも課せられている。
- ⁴ ただし、体育が男女別で行われたり、中学校の格技・ダンスの選択が実質的には男子・女子のみ履修という形が残っていた。

